

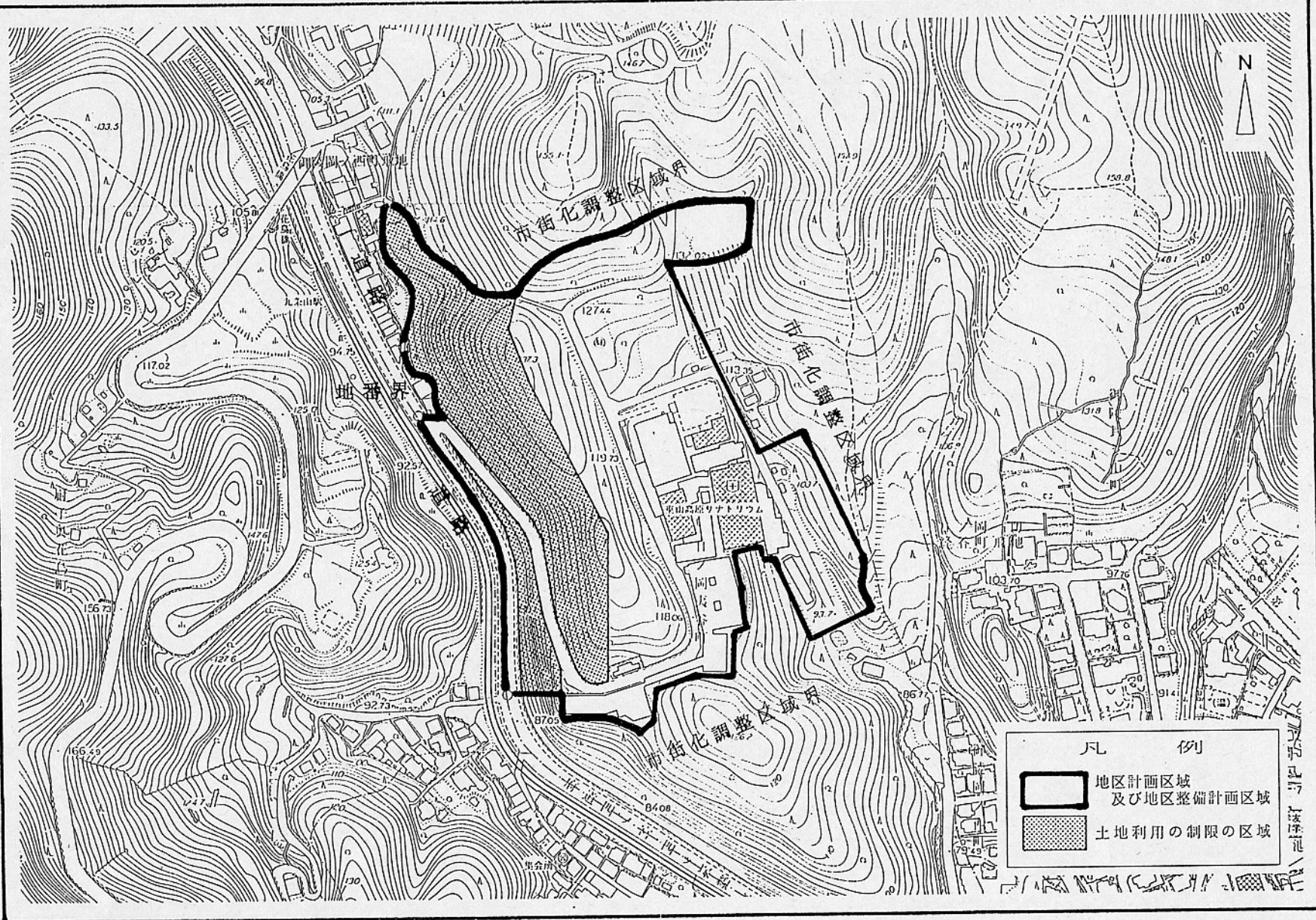
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の変更（京都市決定）

都市計画東山老年サナトリウム病院地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	東山老年サナトリウム病院地区地区計画
	位 置	京都市山科区日ノ岡夷谷町の一部
	面 積	約 5.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、都心部に比較的近く、また緑豊かな東山山麓に位置し、利便性と良好な自然環境に恵まれた地区である。今後ともこのような良好な環境を保全・活用しつつ、高齢者医療施設の充実を図り、来るべき高齢化社会に向け、高齢者福祉の向上と良好な市街地環境の形成を図る。
	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者医療施設を中心とした土地利用を図る。 2 周辺の自然環境と調和した緑地の保全を図る。
	地区施設の整備方針	—
	建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 傾斜地における安全性の確保を図る。 2 景観面にも配慮しつつ豊かな緑と調和した良好な建築物の整備を図る。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院 2 住宅又は共同住宅（病院職員の居住の用に供するものに限る。） 3 日用品の販売を主たる目的とする店舗 4 集会所 5 保育所その他これに類するもの 6 建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 7 1～6の建築物に付属する建築物
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の10
	土地利用の制限	計画図に表示する区域については、樹林地として保全する。
	備 考	

「区域、地区整備計画の区域及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

東山老年サナトリウム病院地区地区計画 計画図 1:2500



東山老年サナトリウム病院地区地区計画 計画図 1:2500